ACSES ニュースレター_２０２５号（2021 年 1 月 29 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・株式会社 EC ホールディングスに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島原発の報告書案で意見募集　原子力規制委、大量汚染を指摘〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・柏崎刈羽原発 7 号機　安全工事未完了が判明　東電見逃しか　新潟〈新聞報道〉
[大災害対策]
・「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書)」を策定しました〈農林水産省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 令和元年度水質汚濁防止法等の施行状況について〈環境省〉
[4] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（厚生労働省令第 15 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（厚生労働省令第 17 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十五第七項に規定する再生医療等製品の製造工程の区分を定める省令（厚生労働省令第 18 号）〈官報〉
◇安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 20 号）〈官報〉
◇厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 30 号）〈官報〉
[5] 廃棄物関係
◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 4 号）〈官報〉
[6] 温暖化対策関係
◇脱炭素へ複数の電源シナリオ策定　経産省、次世代技術に柔軟対応〈Web 報道〉
[7] 調査、公募、意見募集等

カリフラワー

［公募、意見募集等］　３件　　［公募結果、意見募集結果］　１件　　［統計資料］　１件
[8] その他省庁発表　４件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　８件　　［開催記録、報告、資料等］　４件
[10] 海外の化学物質管理情報
○国際：１件　　○欧州：８件　　○米国：３件　　○オーストラリア：３件
[11] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇***その他の事故、事件***

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022925/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210128_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：70 件
うち重大事故等として通知された事案：50 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022924/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210128_02.pdf
1.事故情報(食中毒情報を除く。)：４件、2.リコール・自主回収情報:11 件、3.食中毒情報：５件

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・株式会社ECホールディングスに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について
＜消費者庁　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022770/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_CMS215_210128_01.pdf
消費者庁は、本日、株式会社 EC ホールディングスに対し、同社が供給する「ブラックサプリ EX」と称する食品に係る表示について、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・福島原発の報告書案で意見募集　原子力規制委、大量汚染を指摘
＜共同通信　2021 年 1 月 27 日＞　https://www.47news.jp/national/5771146.html
原子力規制委員会は 27 日の定例会合で、東京電力福島第 1 原発事故を分析する検討会がまとめた報告書案を了承、一般からの意見募集を行うことを決めた。1～3 号機の原子炉格納容器上ぶたに大量の放射性物質が付着していると指摘し、廃炉作業で慎重な対処を求める内容。3 月中に正式に取りまとめる。
報告書案は、事故当時の 1～3 号機にあった放射性セシウム計約 70 京ベクレルの 10 分の 1 程度が上ぶたに残留していると評価。上ぶたは鉄筋コンクリート製の 3 層構造で、いずれも上から 1 枚目と 2 枚目の間に、セシウムが付着している可能性があるとした。

[原子力施設全般]

・柏崎刈羽原発 7 号機　安全工事未完了が判明　東電見逃しか　新潟

＜毎日新聞　2021 年１月 28 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210128/k00/00m/040/025000c
東京電力は２７日、再稼働を目指す新潟県の柏崎刈羽原発７号機で「１２日に完了した」としていた安全対策工事がまだ終わっていなかったと発表した。工事完了を説明する住民説明会を始めた直後の発覚で、社員のＩＤ不正入室問題に続く失態。再稼働の可否判断をする県や地元からも不信の声が上がり始めた。【内藤陽、井口彩】
相次ぐ失態、再稼働に不信
　東電によると、安全対策工事が未完了だったのは、６、７号機コントロール建屋の機器を制御する電源盤や空調機などが置かれた部屋にある消火ガスの流出防止装置。火災発生時に消火ガスが室内に十分行きわたり、排出されないよう空調ダクトを閉じるための鉄板（ダンパー）の設置工事だった。６号機の安全対策工事として管理されていたため、東電が見逃していたとみられる。この工事について東電広報は「安全第一にできるだけ早く完了させるが、現時点で具体的な完了の見通しは立っていない」と説明した。
　「本当に申し訳ありません」。未完了が発覚したこの日夜、刈羽村生涯学習センターラピカであった地域説明会で橘田昌哉・東電新潟本社代表は、ＩＤ不正入室問題と併せて陳謝した。これに先立つ同日の刈羽村議会への説明会冒頭で、橘田代表は「一部工事に未完了があった」と報告したが、詳細は明かさなかった。
　度重なる東電の失態に、自治体関係者や住民からは驚きや戸惑い、東電の資質を疑問視する声が上がった。
　「子どもじゃないのに、一体どうなっているんでしょう」。真貝維義・柏崎市議会議長は度重なる東電のミスにあきれ、ＩＤ問題と工事未完了についても市議会に説明するよう東電に求める考えを示した。桜井雅浩市長は「誠に残念だ。施工管理が不十分と言わざるを得ない。ＩＤ問題とあわせて、本件について詳細を速やかに報告してほしい」とのコメントを出した。
　県は２７日午後、東京電力の担当者を県庁に呼び、熊倉健・防災局長が説明を受けた。県原子力安全対策課によると、熊倉局長は「発電所の安全対策工事全体の信頼にも影響するものであり、極めて遺憾である」と伝え、他にも同様の事案がないか調査することと、原因を徹底究明することを要請した。
　同課によると、東電から工事の未了の連絡が入ったのは２７日午前。橘田代表から熊倉局長に直接電話があったという。県は経緯について問い合わせたが東電は「いま調べています」とだけ述べ、詳しい説明はないという。担当者は「なぜこうした事態が起きたのか、まずは事実確認を求めたい。ＩＤ不正入室問題が起きた直後ということもある」と話した。
　再稼働に反対する「柏崎刈羽原発市民研究会」の竹内英子共同代表は、「えっ、そこ？」とあっけにとられたという。「ごく基本的な工事が軽んじられているような気がする。組織の資質・適格性にかかわる問題だ。とても原発を扱えるような組織ではない」と批判した。
可否判断、県民の声を　市民有志　３月から署名活動
　県が東京電力柏崎刈羽原発の再稼働の可否を判断する際、住民投票や出直し知事選などで県民の声を聞くよう、花角英世知事と桜井甚一県議会議長に求める署名を、市民有志が３月に始める。
　呼びかけ人は、東北電力巻原発の建設を住民投票で否決し、撤回させた旧巻町（現新潟市西蒲区）の笹口孝明元町長（７２）ら７人。
　花角知事は２０１８年の知事選で、再稼働に関し「県民に信を問う」と訴えて初当選したが、現在はその方法を「決めていない」とする。有志は、知事や県議の判断だけでは県民の民意を反映できないと訴え、夏ごろまで街頭やネットで署名を集める。県の検証委員会に県民の声を反映させる工夫も求める。
　２７日記者会見した笹口さんは「巻町では、原発ができれば一人一人の将来に影響があるのだと皆が受け止め、自分たちの将来を自分たちで決めることができた。政治家にとって一番大切なのは約束を守ることだ」と話した。
――――――――――――――――――――

[大災害対策]
・「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」を策定しました
＜農林水産省　2021 年１月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/keiei/hoken/210127.html
農林水産省は、農業者が自ら自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版 BCP（事業継続計画書）」を策定しました。
目的及び概要
近年、自然災害（台風・大雪）等が多発しており、農林水産関係の被害額も増加傾向にあります。こうした中、

農業者の皆様が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト（以下「チェックリスト」といいます。）」と「農業版 BCP（事業継続計画書）」フォーマットを作成しました。

このチェックリストと農業版 BCP は、

・自然災害等のリスクに対する備えの意識や MAFF アプリなど自然災害等に係る注意喚起システムへの関心を高めて頂くとともに、

・台風被害等の軽減のための取組事例等（災害の教訓）の提供や

・農業保険などセーフティネットへの加入の契機となること

を目的に作成しています。

内容

チェックリストと農業版 BCP については、耕種、園芸、畜産の 3 パターンがあり、それぞれに、「チェックリスト」と「農業版 BCP」から構成されています。

また、チェックリストは、「リスクマネジメント編」と「事業継続編」に分かれています。

1. チェックリスト

（1）リスクマネジメント編

平時からのリスクに対する備えや台風等の自然災害への直前の備えに関する事項についてチェックできます。

（例）

・MAFF アプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか

・（台風等の直前対策のために）トラクター等の農業機械を高台や屋内に移動させましたか

（2）事業継続編

被災後の早期復旧・事業再開の観点から対策しておくべき事項（ヒト、モノ、カネ/セーフティネット、情報等）についてチェックできます。

（例）

・収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか

2. 農業版 BCP

「農業版 BCP」は、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を定めるものですが、チェックリスト「事業継続編」の項目毎に内容を記載することで簡便に「農業版 BCP」の策定が可能となっています。

○「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版 BCP（事業継続計画書）」は、当省ホームページからダウンロードできます。

URL：https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

添付資料

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版 BCP（事業継続計画書）（耕種用）

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版 BCP（事業継続計画書）（園芸用）

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版 BCP（事業継続計画書）（畜産用）

報道発表内容

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W6PPICxr2sBc0VPJY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 1 月 28 日版）

＜厚生労働省　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H-eLZGgvnoQYlRaNY

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(1 月 27 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3sX-PSzAhiECY0RY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年１月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ytHqKTjUkjUWclBY
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2021 年１月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1y9DrKDnVkzQXcxFY
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について
＜厚生労働省　2021 年１月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0smdqkWgmdC15whY

◇新型コロナ「同時感染」確認　ブラジルの研究所
＜時事通信　2021 年１月 28 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021012800407&g=int
　ラジルのフィーバレ大学生命工学研究所（リオグランデドスル州）は２６日、２種類の新型コロナウイルスに同時感染したケースを２件確認したと発表した。感染者はいずれも回復したという。
　研究所によると、１４～８０歳の感染者から得た９２件のサンプルを国の専門機関で解析。昨年１１月に採取された２件のサンプルから、異なる遺伝情報を持つ２種類のウイルスが検出された。
　研究所は「同時感染にもかかわらず感染者らは軽症から中等症で済み、入院の必要なく回復した」と説明。一方で、「異なるウイルスに同時感染して遺伝子が混ざれば、新型コロナの進化の温床となる恐れがある」と警戒を促した。

◇マスコミ報道　見出し
・英変異種は症状出やすい　統計局調べ、新型コロナ
＜共同通信　2021 年１月 28 日＞　https://www.47news.jp/news/new_type_pneumonia/5774441.html
----

[対策・予防]
◇省庁発表
・「水際対策」について更新しました
＜厚生労働省　2021 年１月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L9e4ZrSQqrnu2-m9Y
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年１月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2sGVok2okdi97gBY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年１月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9w9gvmxIcmE2Az9lY

◇感染患者の自宅療養中に死亡、事例を全国調査…厚労省が把握へ
＜読売新聞　2021 年１月 28 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/politics/20210127-OYT1T50205/
　厚生労働省は、新型コロナウイルスに感染した患者が自宅療養中に死亡した事例について全国調査に乗り出した。各都道府県を通じて集計する。病床の逼迫（ひっぱく）を受け、入院先が見つからないまま自宅で死亡する事例が相次いで報告されており、実態把握を急ぐ。
　厚労省によると、全国の自宅療養者は２０日時点で３万５３９４人に上る。年末年始にかけて急増し、昨年１２月２３日時点に比べ約４倍に増えている。
　自宅療養を巡っては、保健所が入院先の調整などを行っている間に容体が急変する事例が相次いでいる。加藤官房長官は２６日の記者会見で「件数や経過などの適切な実態把握に努める」と述べていた。

◇空気の流れを「見える化」…感染リスク分析
＜日テレ NRES24　2021 年１月 27 日＞　https://www.news24.jp/articles/2021/01/28/07811429.html
■風量計でリスクを“分析”
群馬県内の食堂で行われた、県とベンチャー企業による実証実験。
店主

「（空気を）回してしまうと逆に悪いのかな、とか。科学的にやってもらうと、どっちが正しいか分かりますよね」
スタッフが取り出したのは風量計。エアコンや窓にかざし、風の向きや強さを計測。これで室内の空気の流れを分析し、感染リスクが高い場所を「見える化」する取り組みです。
■学習塾のシミュレーション結果は
その「見える化」とは、どんなものか。別の実験結果を見せてもらいました。
エンジニア
「学習塾をモデル化したものです」
生徒は１席空けて座り、教室のドアは開放されているなどの条件で、教室の空間を再現。
例えばこの教室で、感染者が一番後ろに座った場合、感染者の周りだけ『リスクが高い』と判断されました。
エンジニア
「今回の計算では、出入り口だけ開ければ、十分に換気できているということが分かっています」
一方、職員室でのシミュレーション結果はどうでしょうか。
例えば手前の席に感染者がいた場合、対面の人への感染リスクが高いことが分かりました。
■リスク低下へ対策を提案
エンジニア
「アクリル板をつけていただいて、空気が対面の人に行かないように（対策を）提案しようと思っています」
アクリル板を置き、空気の流れを変えてシミュレーションすると、対面のリスクを下げることができました。
実証実験を行うピクシーダストテクノロジーズ社　責任者
「特に空間の空気は目に見えないので、安全かどうか分からないじゃないですか。そこを『見える化』しないと、ちゃんとした対策も打てないし、そこを解決したいなと思っています」
（1月２７日『ｎｅｗｓ　ｚｅｒｏ』より）

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>
・受け付けから待機まで最短１３分、最長２６分…川崎市でワクチン接種の大規模訓練
＜読売新聞　2021 年 1 月 27 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210127-OYT1T50180/
・高齢者ワクチン接種は 4 月以降に　3 月下旬がずれ込み、河野氏表明
＜共同通信　2021 年 1 月 27 日＞　https://www.47news.jp/news/5773090.html・
・60 歳以上に優先接種で効果大　ワクチン、死者数分析
＜共同通信　2021 年 1 月 27 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/4d530b2e74151c3361873bf2d9e48fc591406299
・６５歳以上の接種推奨せず　英アストラゼネカのコロナワクチン―独当局
＜時事通信　2021 年 1 月 29 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021012900265&g=int
・イスラエルでワクチン後の陽性率 0.01％
＜共同通信　2021 年 1 月 27 日＞　https://www.47news.jp/news/5772015.html
---

◇<u>大学等関係</u>
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(1/27 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 1 月 27 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(1/21 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html
---

◇<u>新型コロナ対応力、日本は４５位　首位はニュージーランド―豪シンクタンク番付</u>
＜時事通信　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021012800384&g=int

オーストラリアの有力シンクタンクのローウィー国際政策研究所は２８日までに、各国・地域が新型コロナウイルスにどの程度うまく対応できたのかを指数化し、ランキングにまとめた。調査した９８カ国・地域ではニュージーランド（ＮＺ）が首位。日本は中間の４５位で、米国は９４位と低迷した。

同研究所は、各国・地域で１００人目の感染者が確認されてから３６週間の期間を対象に、感染者や死者、検査数など入手可能なデータを、人口当たりの数値も加味した上で指数化した。各国が感染防止のために講じた具体策は考慮していない。２位にベトナム、３位に台湾と続き、アジア太平洋勢がトップ１０のうち６カ国・地域を占めた。

研究所は「人口が１０００万人に満たない小規模国家が、それよりも大きい国の実績を一貫して上回った」と指摘した。国境閉鎖や制限措置など機動的な対応が可能だったためとみられる。

調査では新型コロナの感染が最初に広がった中国は一部数値が入手できなかったとして除外された。

◇マスコミ報道　見出し

・“勤務先が謝罪要求”など 追い込まれる感染者 精神的ケア課題

＜NHK　2021 年 1 月 29 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210129/k10012838461000.html

****

[3] 令和元年度水質汚濁防止法等の施行状況について

＜環境省　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/109019.html

令和元年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の施行状況について取りまとめました。

令和２年３月末時点における水質汚濁防止法に基づく特定事業場数は約 261,000 であり、前年度から約 1,000 減少しました。

また、令和元年度における水質汚濁防止法に基づく改善命令の件数は 18 件であり、一時停止命令の件数は０件でした。

【概要】

１．特定事業場数等

（１）特定事業場数等

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という。）第２条第２項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）の数は、令和２年３月末現在で約 261,000（うち瀬戸内海保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「瀬戸内海法」という。）の規制対象である特定施設を設置する事業場の数は約 3,200）であり、前年度と比較すると約 1,000 減少しました。また、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下「湖沼法」という。）第７条に規定する湖沼特定事業場の数は約 1,800 でした。

（２）特定事業場の業種別内訳

水濁法に基づく特定事業場の業種別内訳は、多い順に①旅館業（約 66,000）、②自動式車両洗浄施設（約 32,000）、③畜産農業（約 26,000）でした。

（３）有害物質使用特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水濁法第２条第８項に規定する有害物質使用特定事業場の数は約 18,000（うち瀬戸内海法の規制対象である特定施設を設置する事業場の数は約 600）、第 14 条の３に規定する有害物質貯蔵指定事業場の数は約 3,900 でした。

２．水濁法に基づく立入検査、改善命令、排水基準違反等

（１）立入検査（水濁法第 22 条第１項）

立入検査の件数は、約 35,000 件（前年度約 36,000 件）でした。

（２）改善命令、一時停止命令（水濁法第 13 条第１項、第 13 条の２第１項、第 13 条の３第１項）等

公共用水域への排出等に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する改善命令の件数は 18 件（前年度 16 件）であり、特定施設の使用や排出水の排出に関する一時停止命令の件数は０件（前年度１件）でした。

なお、改善命令等の発動までには至らなかったものの、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等を行った件数は、約 8,500 件（前年度約 8,700 件）でした。

（３）排水基準違反（水濁法第 31 条等）

排水基準違反が確認された工場、事業場の数は１（前年度８）でした。

３．その他

このほか、水濁法の水質総量削減の状況や、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況等についても取りまとめています。

添付資料

令和元年度水質汚濁防止法等の施行状況 .pdf
https://www.env.go.jp/press/r1suishituodakubousihousekouzyoukyou%20.pdf

****

[4] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（厚生労働省令第 15 号）

令和 3 年 1 月 29 日　号外　第 21 号　1～272 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210129/20210129g00021/20210129g000210001f.html

---→ 次号 掲載予定

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（厚生労働省令第 17 号）

令和 3 年 1 月 29 日　号外　第 21 号　355～356 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210129/20210129g00021/20210129g000210355f.html

○厚生労働省令第 17 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第八項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令を次のように定める。

令和 3 年 1 月 29 日　厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令

（趣旨）

第一条　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条第八項の厚生労働省令で定める区分（以下「製造工程区分」という。）を定めるものとする。

（製造工程区分）

第二条　製造工程区分は、品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下同じ。）及び医薬部外品並びに法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品（法第十四条第七項に規定する期間を経過するごとに行われる調査のうち同条第一項の承認の取得後初めて行われる調査を受けたものを除く。）に係るものを除き、次に掲げる区分とする。

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という。）第八十条第二項第七号イ、ニ及びホに掲げる医薬品の製造工程を次に掲げる種類別に細分した区分

イ　特定生物由来製品を製造する区分（当該区分に係る製造所において、ロに掲げる医薬品（特定生物由来製品を除く。以下同じ。）又はハに掲げる医薬品（特定生物由来製品及びロに掲げる医薬品を除く。以下同じ。）の包装、表示又は保管のみを行う場合を含む。ただし、ニに掲げる区分を除く。）

ロ　法第四十三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定した医薬品を製造する区分（当該区分に係る製造所において、イに掲げる医薬品又はハに掲げる医薬品の包装、表示又は保管のみを行う場合を含む。ただし、ニに掲げる区分を除く。）

ハ　令第八十条第二項第七号イ及びホに掲げる医薬品を製造する区分（当該区分に係る製造所において、イに掲げる医薬品又はロに掲げる医薬品の包装、表示又は保管のみを行う場合を含む。ただし、ニに掲げる区分を除く。）

ニ　イからハまでに掲げる医薬品の包装、表示又は保管のみを行う区分

二　放射性医薬品（放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第一条第一号に規定する放射性医薬品をいい、前号に掲げる医薬品を除く。以下同じ。）の製造工程を次に掲げる種類別に細分した区分

イ　放射性医薬品を製造する区分（ロに掲げる区分を除く。）

ロ　放射性医薬品の包装、表示又は保管のみを行う区分

三　無菌医薬品（無菌化された医薬品をいい、前二号に掲げる医薬品を除く。）又は無菌医薬部外品（無菌化された医薬部外品をいう。）の製造工程を次に掲げる種類別に細分した区分（第五号及び第六号に掲げる区分を除く。）

イ　無菌原薬（無菌である原薬をいう。以下同じ。）を製造する区分（当該区分に係る製造所において、最終滅菌法（製剤を容器に充填した後、滅菌する方法をいう。以下同じ。）により製造する無菌製剤又は無菌操作法（微生物の混入リスクを適切に管理する方法で、原料段階又はろ過滅菌後から、一連の無菌工程により製剤を製造する方法をいう。以下同じ。）により製造する無菌製剤の包装、表示又は保管のみを行う場合を含む。）

ロ　最終滅菌法により、無菌製剤を製造する区分（当該区分に係る製造所において、無菌原薬又は無菌操作法により製造する無菌製剤の包装、表示又は保管のみを行う場合を含む。）

ハ　無菌操作法により、無菌製剤を製造する区分（当該区分に係る製造所において、無菌原薬又は最終滅菌法により製造する無菌製剤の包装、表示又は保管のみを行う場合を含む。）

四　前三号に掲げる医薬品及び医薬部外品以外の医薬品又は医薬部外品（以下この号において「医薬品等」という。）の製造工程を次に掲げる種類別に細分した区分（第五号及び第六号に掲げる区分を除く。）

イ　原薬（ロに掲げる医薬品等を除く。）を製造する区分（当該区分に係る製造所において、ロからへまでに掲げる医薬品等の包装、表示又は保管のみを行う場合を含む。）

ロ　原薬（生薬を原料とする医薬品等に限る。）を製造する区分（当該区分に係る製造所において、イ又はハからへまでに掲げる医薬品等の包装、表示又は保管のみを行う場合を含む。）

ハ　生薬製剤（主として生薬を原料とする製剤をいう。）を製造する区分（当該区分に係る製造所において、イ、ロ又はニからへまでに掲げる医薬品等の包装、表示又は保管のみを行う場合を含む。）

ニ　固形製剤（有効成分及び添加剤を混和すること等により均質化したものを、圧縮成形又は粒状若しくは粉末状に成形したもの等をいう。ただし、ハに掲げる医薬品等を除く。）を製造する区分（当該区分に係る製造所において、イからハまで、ホ又はへに掲げる医薬品等の包装、表示又は保管のみを行う場合を含む。）

ホ　半固形製剤（有効成分及び添加剤を乳化すること等により均質化したものを、半固形状に成形又は支持体に展延したもの等をいう。ただし、ハに掲げる医薬品等を除く。）を製造する区分（当該区分に係る製造所において、イからニまで又はへに掲げる医薬品等の包装、表示又は保管のみを行う場合を含む。）

へ　液剤（有効成分及び添加剤を溶解、懸濁すること等により均質化した液状のものをいう。ただし、ハに掲げる医薬品等を除く。）を製造する区分（当該区分に係る製造所において、イからホまでに掲げる医薬品等の包装、表示又は保管のみを行う場合を含む。）

五　前二号に掲げる医薬品又は医薬部外品の製造工程のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「規則」という。）第二十五条第一項第五号若しくは同条第二項第三号に規定する区分の許可又は規則第三十五条第一項第五号若しくは同条第二項第三号に規定する区分の認定を受けた製造所において、包装、表示又は保管のみを行う区分（次号に掲げる区分を除く。）

六　法第十三条の二の二第一項又は第十三条の三の二第一項に規定する登録を受けた製造所において、保管のみを行う区分

附　則

この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十五第七項に規定する再生医療等製品の製造工程の区分を定める省令（厚生労働省令第 18 号）

令和 3 年 1 月 29 日　号外　第 21 号　356 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210129/20210129g00021/20210129g000210356f.html

○厚生労働省令第 18 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二十五第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十五第七項に規定する再生医療等製品の製造工程の区分を定める省令を次のように定める。

令和３年１月 29 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十五第七項に規定する再生医療等製品の製造工程の区分を定める省令

（趣旨）

第一条　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二十三条の二十五第七項の厚生労働省令で定める区分（以下「製造工程区分」という。）を定めるものとする。

（製造工程区分）

第二条　製造工程区分は、品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する再生医療等製品及び法第二十三条の二十九第一項第一号に規定する新再生医療等製品（法第二十三条の二十五第六項に規定する期間を経過するごとに行われる調査のうち同条第一項の承認の取得後初めて行われる調査を受けたものを除く。）に係るものを除き、次のとおりとする。

一　再生医療等製品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）

二　再生医療等製品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

附　則

この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

◇安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 20 号）

令和３年１月 29 日　号外　第 21 号　357 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210129/20210129g00021/20210129g000210357f.html

○厚生労働省令第 20 号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年１月 29 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第一（第一条関係） 一・二　（略） 三　血漿しよう分画製剤であつて、以下に掲げるもの (1)～(41) (42)　乾燥濃縮人α_1-プロテイナーゼインヒビター 四　（略）	**別表第一**（第一条関係） 一・二　（略） 三　血漿しよう分画製剤であつて、以下に掲げるもの (1)～(41) （新設） 四　（略）

◇厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 30 号）

令和３年１月 29 日　号外　第 21 号　384 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210129/20210129g00021/20210129g000210384f.html

○厚生労働省告示第 30 号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第

一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和三年二月一日から適用する。

令和３年１月 29 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～十七　　（略） 十八　削除 十九～六十六　　（略） 六十七　メトホルミン経口投与及びテモゾロミド経口投与の併用療法　膠芽腫（初発のものであって、テモゾロミド経口投与及び放射線治療の併用療法後のものに限る。）	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～十七　　（略） 十八　コラーゲン半月板補填材を用いた半月板修復療法　半月板損傷（関節鏡検査により半月板の欠損を有すると診断された患者に係るものに限る。） 十九～六十六　（略） （新設）

****

[5] ***廃棄物関係***

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第４号）

［官報］　令和３年１月 29 日　本紙　第 422 号　9～10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210129/20210129h00422/20210129h004220009f.html

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇脱炭素へ複数の電源シナリオ策定　経産省、次世代技術に柔軟対応

＜共同通信　2021 年１月 27 日＞　https://www.47news.jp/news/5772893.html

経済産業省は 27 日、総合資源エネルギー調査会の基本政策分科会を開き、2050 年の脱炭素社会実現に向け、複数の電源構成を想定したシナリオを策定する方針で一致した。次世代技術の開発は見通しが不透明な部分も多いため、柔軟に対応できるようにする。

政府は 50 年の発電割合について参考値を設定しており、再生可能エネルギーを 50～60％、二酸化炭素回収を前提とした火力発電と原発を計 30～40％、水素とアンモニア発電を計 10％としている。シナリオは水素とアンモニア発電を計 20％とした場合などを想定する。

分科会では参考値を達成するために各産業が直面する課題も議論した。

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇新規試験研究課題の募集について（レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業）

＜農林水産省　2021 年１月 28 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/gijyutu/210128.html

---

◇イソオイゲノールに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集について

＜内閣府食品安全委員会　2021 年１月 20 日＞

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_doubutu_isoeugenol_210120.html

１月 20 日～２月 18 日

◇食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部改正案等に関する意見募集について　　1月27日～2月25日
＜消費者庁　2021年1月27日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022911/
意見募集の対象
・食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部改正案
・食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改正案
・日本農林規格等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令の一部改正案
・健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080059&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]
◇「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案（仮称）」に対する意見募集の結果について
＜環境省　2021年1月22日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200075&Mode=1

[統計資料]
◇日化協 アニュアルレポート
○2020 資料編（日本語版）
＜日本化学工業協会(JCIA)　2021年1月22日＞
https://www.nikkakyo.org/system/files/JCIA_ARR_2020_J_0.pdf
○2020 資料編（英語版）
＜日本化学工業協会(JCIA)　2021年1月22日＞
https://www.nikkakyo.org/system/files/JCIA_ARR_2020_E.pdf
　環境保全（地球温暖化防止）
　環境保全（産業廃棄物削減）
　環境保全（大気汚染・水質汚濁防止）
　環境保全（化学物質排出削減）
　環境保全（環境投資）
　保安防災（設備災害への取り組み）
　労働安全衛生
　社会（地域）との対話
　会員の自己評価
　レスポンシブル・ケア検証
****

[8] ***その他省庁発表***
◇中央教育審議会において「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）」を取りまとめいただきました
＜文部科学省　2021年1月27日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afy5acwv4V1wz3bE

◇地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務省・文部科学省令第1号）
　　［官報］　令和3年1月29日　号外　第20号　2～30頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210129/20210129g00020/20210129g000200002f.html
---

◇国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務省令第2号）
　　［官報］　令和3年1月29日　号外　第20号　56～64頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210129/20210129g00020/20210129g000200056f.html

---

◇健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 16 号）

［官報］ 令和３年１月 29 日　号外　第 21 号　273～355 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210129/20210129g00021/20210129g000210273f.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和２年度ばい煙発生施設影響評価検討会（第１回）の開催について　　２月１日、オンライン会議

＜環境省　2021 年１月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/109047.html

（１）ばい煙発生施設影響評価検討会設置について

（２）大気汚染防止法におけるボイラー規制の状況等について

（３）その他

・令和２年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する公開セミナーの開催について　　２月 25 日、オンライン

＜環境省　2021 年１月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/109030.html

化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の検討（EXTEND2016）による取組みの概要など。

魚類や無脊椎動物などを用いた化学物質の内分泌かく乱作用に関する試験法の開発状況や、試験の実施事例など。

両生類などを用いた化学物質の内分泌かく乱作用に関する試験法や試験管内試験法の開発状況、試験の実施事例など。

EXTEND2016 における文献情報の信頼性評価をはじめとした作用・影響評価の実施状況など。

EXTEND2016 において実施されている日英間、日米間の国際協力事業での成果や、国内外における内分泌かく乱作用に関する研究のトピックスなど。

化学物質審査規制法に基づくリスク評価の進捗など。

・食品安全委員会（第８０４回）の開催について　　２月２日、web

＜内閣府　2021 年１月 28 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai804.html

（１）食品安全基本法第２３条第１項第２号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について

・薬剤耐性菌「家畜に使用する硫酸コリスチン」に係る食品健康影響評価について

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・プリオン「スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

（３）食品安全委員会の運営について（令和２年１０月～令和２年１２月）

（４）その他

・食品安全委員会 農薬第二専門調査会（第８回）の開催について　　２月５日、非公開

＜内閣府　2021 年１月 28 日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai2_senmon_8.html

（１）農薬（ベンタゾン）の食品健康影響評価について

（２）その他

・食品安全委員会 肥料・飼料等専門調査会（第 157 回）の開催について　　２月５日、web 会議

＜内閣府　2021 年１月 28 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_157.html

（１）動物用医薬品（ハロフジノン）の食品健康影響評価について

（２）動物用医薬品（マデュラマイシン）の食品健康影響評価について

（３）動物用医薬品（ロベニジン）の食品健康影響評価について

（４）その他

・食品安全委員会 肥料・飼料等専門調査会（第１５８　回）の開催について　　２月５日、Web 会議、非公開

＜内閣府　2021 年１月 28 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_158.html

（１）対象外物質（安息香酸）の食品健康影響評価について

（２）その他

・食品安全委員会 企画等専門調査会（第３２回）の開催について　　２月４日、web 会議

＜内閣府　2021 年１月 28 日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/kikaku_tou/annai/kikaku_tou_annai_32.html

（１）令和２年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

（２）令和３年度食品安全委員会運営計画について
（３）食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び令和３年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
（４）その他
・第 23 回救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会（開催案内）　　２月３日
＜厚生労働省　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3Mf8Py7ChCMAYcZY
○救命救急センターの充実段階評価（令和２年）の取扱について
○医療機関における BCP 策定について
○EMIS（広域災害・救急医療情報システム）及び G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）について
○その他

[開催記録、報告、資料等]
・第８回 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会　議事録　　令和２年８月 26 日
＜厚生労働省　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v0crxMiPPiS4Nb0tY
（１）職場における化学物質等の管理のあり方について
（２）その他
・第７回 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会　議事録　　令和２年７月 16 日
＜厚生労働省　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r1c71NifLjSoJaw9Y
（１）職場における化学物質等の管理のあり方について
（２）その他
・第６回 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会　議事録　　令和２年５月 27 日
＜厚生労働省　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3Mf8Py7ChCMAYsZY
（１）職場における化学物質等の管理のあり方について
（２）その他
・第５回 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会　議事録　　令和２年２月５日
＜厚生労働省　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5v3GBRT4vhk6WXxY
（１）職場における化学物質等の管理のあり方について
（２）その他
****

[10] *海外の化学物質管理情報*　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 519 号　2021 年 1 月 27 日　から＞

○国際
・Section 4: Health Effects Draft TG 406 on Skin Sensitisation
＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 1 月 20 日＞
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/section4-health-effects.htm
OECD は、改訂された化学物質の試験ガイドライン TG 406：皮膚感作の草案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/3/1 まで。

○欧州
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/773
＜欧州委員会(EC)　2021 年 1 月 22 日＞
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170033?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、CLP 規則に基づく委員会規則（EU）No 2020/1182 により発がん性、変異原性、または生殖毒性に分類される特定の物質の化粧品への使用禁止に関し、欧州化粧品規則の附属書 II、III、および V を改正する欧州委員会規則(案)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/3/23 まで。WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/EEC/21_0623_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/EEC/21_0623_01_e.pdf

・Candidate List updated with two chemicals that are toxic for reproduction
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 1 月 19 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/candidate-list-updated-with-two-chemicals-that-are-toxic-for-reproduction
ECHA は、新たに 2 物質を REACH 高懸念物質(SVHC)候補物質リストに追加した。
追加された 2 物質は、テトラエチレングリコールジメチルエーテル（CAS RN 143-24-8）および Dioctyltin dilaurate, stannane, dioctyl-, bis(coco acyloxy) derivs., and any other stannane, dioctyl-, bis(fatty acyloxy) derivs. wherein C12 is the predominant carbon number of the fatty acyloxy moiety（CAS RN 特定されず）で、いずれも生殖毒性（REACH 第 57 条（c))を追加の理由としている。
SVHC 候補物質リスト　→ https://echa.europa.eu/candidate-list-table
・ECHA Weekly - 20 January 2021
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 1 月 20 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-20-january-2021
ECHA は ECHA Weekly の 2021/1/20 版を掲載した。
・Current Testing Proposals
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 1 月 21 日＞
→ https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current
ECHA は、REACH 登録された 26 物質における 49 の試験提案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/3/8 まで。
・Authorisation obligations and recovered substances in the scope of two Forum enforcement projects
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 1 月 22 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/authorisation-obligations-and-recovered-substances-in-the-scope-of-two-forum-enforcement-projects
ECHA は、第 9 次の REACH に関する執行フォーラム（REF-9)の実施が開始されたことを発表した。REF-9 は欧州市場に上市されている高懸念物質（SVHC）が認可されているかどうかを確認し、廃棄物から回収された物質の登録免除に焦点を当てるもので、2021 年に実施され、結果は 2022 年に発表されるとしている。
・[J-NET21]ビジネス Q&A 化学物質管理 Q1367　EU 離脱後の UK で CE マーキングは継続使用できるか。
＜中小企業基盤整備機構　2021 年 1 月 22 日＞　https://j-net21.smrj.go.jp/qa/development/Q1367.html
・欧州化学物質庁、EU の改正飲料水指令が発効したことを発表
＜環境展望台：国立環境研究所　2021 年 1 月 12 日＞
https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=31113
・欧州化学物質庁、REACH の認可は健康と環境に良い影響を与えると報告
＜環境展望台：国立環境研究所　2021 年 1 月 13 日＞
https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=31115

○米国

・Assessing and Managing Chemicals under TSCAGuidance on Imported Articles Covered by July 2020 PFAS Rule
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 1 月 19 日＞
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/guidance-imported-articles-covered-july-2020-pfas-rule
EPA は、企業が EPA の事前審査なしに特定の長鎖 PFAS を製造、輸入、加工、または使用することを禁止する 2020 年 7 月の TSCA に基づく重要新規利用規則(SNUR)の対象となる輸入成形品を概説する最終ガイダンス文書を公開した。長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸およびペルフルオロアルキルスルホン酸物質の重要新規利用規則の対象となる表面コーティング材を含む輸入成形品のコンプライアンスガイド　→
https://www.epa.gov/sites/production/files/2021-01/documents/final_lcpfac-snur_surface-coating-compliance-guide_0.pdf
・EPA Delivers Results on PFAS Action Plan
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 1 月 19 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-delivers-results-pfas-action-plan
EPA は、PFAS 行動計画を実施するため、EPA が成し遂げ今後も継続することになる一連の活動の重要な進捗を発表した。
・C.I. Pigment Violet 29; Final Toxic Substances Control Act (TSCA) Risk Evaluation; Notice of Availability
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 1 月 21 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/01/21/2021-01229/ci-pigment-violet-29-final-toxic-substances-control-act-tsca-risk-evaluation-notice-of-availability
EPA は、C.I. Pigment Violet 29 (PV29) の TSCA に基づく最終リスク評価が利用可能となったことを官報公示した。EPA は、PV29 が健康や環境に不当なリスクをもたらす特定の使用条件を決定しており、それらの使用条件について、TSCA に基づくリスク管理措置を通じて不当なリスクに対処するために行動しなければならないと説明している。

○オーストラリア

・Extra guidance on the categorisation of biochemicals
＜オーストラリア　2021 年 1 月 21 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/extra-guidance-categorisation-biochemicals
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、生化学物質の導入カテゴリーに関する追加のガイダンスを掲載した。
Categorisation of biochemicals　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/help-and-guides/extra-resources-help-you-categorise-your-introduction/categorisation-biochemicals
・Extra guidance on the categorisation of polyhalogenated organic chemicals
＜オーストラリア　2021 年 1 月 21 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/extra-guidance-categorisation-polyhalogenated-organic-chemicals
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、ポリハロゲン化有機化学物質の導入カテゴリーに関する追加のガイダンスを掲載した。
Categorisation of polyhalogenated organic chemicals　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/help-and-guides/extra-resources-help-you-categorise-your-introduction/categorisation-polyhalogenated-organic-chemicals
・Extra information about the categorisation of biocidal active chemicals
＜オーストラリア　2021 年 1 月 21 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/extra-information-about-categorisation-biocidal-active-chemicals
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、殺生物製品の活性物質の導入カテゴリーに関する追加情報を掲載した。
Categorisation of biocidal active chemicals　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/categorisation-biocidal-active-chemicals
****

[11] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性について（野鳥国内 34 例目）
＜環境省　2021 年 1 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/109087.html
・岐阜県美濃加茂市（今シーズン国内 34 例目）で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 1 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210127.html
********** 以上 **********